

長州藩の廻船について

吉 本 一 雄

はじめに

従来、廻船の活動については、赤間関を中心に北前交易とのかかわりにおいて、市場圏さらには商品流通との関連から考察されている^①。ために廻船の動向は他国領廻船が中心となり、藩内廻船の動向についてはあまりふれられていない。藩内の廻船は、享保期に東廻りに進出し、大型廻船による出羽・越後の城米積が行なわれており、小型廻船においても九州・瀬戸内への廻船活動がみられる。

本稿では享保期の破船記録をもとに、初期から中期にかけての廻船政策、さらには天保期以降幕末期にいたる廻船の動向を小郡宰判の廻船をとおして述べてみたい。

注 ①小林茂「西廻り航路と長州藩」(『内海産業と水運の史的研究』)

一 近世初期から中期の廻船

表1 大坂廻米，萩蔵納米船割符（延宝6年）
二十八冊御書付 21（『山口県史料近世編法制上』）から

才判	大坂廻米	萩蔵納米	積船
前大津	2,500.	807.	自分才判舟
先大津	3,700.	1,394.8.8	萩廻り自分才判船、大坂届浜崎才判船
吉舟		490.	萩廻り前大津才判船、大坂届自分才判
舟		726.	・先大津才判船
小郡	5,200.	1,022.	自分才判船
都濃	2,480.	680.	萩廻り自分才判船、大坂届三田尻・小
熊毛	2,160.	424.	郡・浜崎才判船
大島	2,260.	443.	萩廻り先大津才判船、大坂届浜崎・自
上関	1,100.	216.	自分才判船
三田尻	900.		自分才判船
山口	3,230.	634.	萩廻り自分才判船、大坂届自分才判
山熊	2,370.	562.	自分才判船
徳毛	100.	103.	浜崎才判船
徳地			自分才判船
計	26,000.	7,564.8.8	

近世海運の発展が年貢米の大坂・江戸回漕と関連があるように、長州藩においても廻船政策と廻米は密接な関係にあった。長州藩の年貢米は、大坂運送米・萩蔵納米として廻船の取り扱いとなったが、寛永末年にすでに自国廻船による大坂運送が原則とされ、早急でしかも自国廻船の差配が困難な時にのみ他国廻船の雇用が認可された^①。しかも宰判単位で廻船を確保し、船数の不足の場合に他才判船を雇用する方法は延宝六年の船割符にみえ、またこの時の指示によると、萩蔵納米は南前才判が十一月晦日までに、北前宰判が年内中に萩送りとされ、大坂運送米は十一月十日切に回漕することとされた。同年の船割符から廻米運送の状況をみると表1のとおりであり、大坂廻米として二万六千石が、萩蔵納米として七、五六四石八斗八升があげられている。

表中、前大津・先大津に大坂廻米が見当たらないのは、両大津が萩蔵納米を主とする北前才判に属するため、他は南前として多くを大坂廻米にむけている。また浦をもたぬ徳地・山口を

別として、先大津・前大津・小郡・三田尻・大島では自才判内で廻米積廻船を確保でき、他才判にあっても、浜崎・前大津・先大津廻船を雇用することで廻米運送が可能であった。とりわけ先の三才判廻船が南前の廻米運送にあつたことは、三才判が萩蔵納米を主とするためでもあったが、南前才判の廻米総高に対する廻船数の不足を意味し、三才判の剰余廻船の雇用を必要とした。

一方、廻米積廻船については、「御米積浮の儀ハ胴舟はりよう水際迄三寸足、大坂運送米積船の儀は八拾石以上の船^②」と藩内廻船の規模からか、小型廻船をも大坂廻米積に雇用する状況であった。

正徳期においても廻船の主体は小型・中型廻船にあつたようである。大型廻船も数艘を数えたとと思われるが、藩は施策としてその数を増すことなく、逆に大型廻船の建造を禁止すべく次のように述べている。^④

諸浦より廻船を以御運送米積上事候処、いづれも石高の大船多候故、船持の者悉質積不相成ニ付過不及有之、迷惑仕者も有之由ニ候、其上大船ニては御運送米ニ不限、自然破損の節も過分の損失ニ相成、又積物少々の節大船を用候事、運賃と積物と不相当故難達諸用、旁大船は不自由の廉多ニ付、自今以後新艘作候ハ、五百石積より石高の船作り不申様ニ可有沙汰候、尤只今持懸りの大船は先可為其分候、末々作り替候時は是又五百石以上の船作り不申様可被申付候

右は正徳五年の法令で、建造禁止の理由として、破船時の多大な被害額、廻船の積載量と取扱ひ物資の量的な格差からくる非合理的な廻船経営をあげている。しかしながら、その意図するところは、廻米積が一部大型廻船に集中し「船持の者悉質積不相成ニ付過不及有之」状態を是正することであり、五〇〇石積以下の小型・中型廻船経営の保護策と解すべきであろう。右は小型廻船を主体とする藩内廻船の状況をふまえてのことであるが、元文一寛保期を中心とする廻船の状況は表2のとおりである。

表2 「地下上申」廻船数

村名	廻船数				調査年
	500石積	200石積	100石積	50石積	
〔大島郡〕					
平野森				4	元文元
西方				2	元文2
地家室				2	元文元
安下庄			1	8(山船)	元文2
三蒲	1			6	元文4
屋代小松	3	1	7	5	元文2
遠崎地浦	3	4	1	1	元文2
佐郷島				6	元文3
馬島				4	〃
平郡島			1	13	元文2
土井				3	〃
久賀				25	〃
椋野				2	〃
岩見島				2	元文3
白井田				3	〃
戸津				1	〃
上ノ関			2	10	〃
〔熊毛郡〕					
伊保庄	2		1	10	元文3
伊保庄南				1	元文2
尾国				2	元文3
室津				廻船1艘 繋船7艘	元文2
平生	1			1	元文3
曾根				2	〃
〔都濃郡〕					
西豊井			1	21	寛保元
櫛浜	2			37(いさば)	〃
遠石		2		1(いさば)	寛延3
徳山	1	5	2	5	〃
富田		10		22	元文5
大島			4	3	延享3
福川				8(いさば)	元文5
〔佐波郡〕					
富海				5(いさば)	元文5
三田尻				(廻船数:40艘)	寛保元

村名	廻船数				調査年
	500石積	200石積	100石積	50石積	
〔佐波郡〕					
向島				(廻船数:10艘)	寛保元
田島				(廻船数:7艘)	〃
大崎				10	寛保2
〔吉敷郡〕					
大海			4	31	寛保2
秋穂本郷				25	〃
〔厚狭郡〕					
藤曲				(廻船数:6艘, 5枚帆:32艘)	享保19
梶浦	2	2			享保13
〔豊浦郡〕					
竹崎				(150石積~40石積磯早船:14艘)	延享4
伊崎				7(いさば)	〃
安岡				8(いさば)	元文4
小串				4(いさば)	元文4カ
神田下村		1	2	2	延享4
栗野				(600石積~50石積:6艘)	元文3
阿川				(600石積~30石積:9艘)	元文4
〔大津郡〕					
井上				(190石積以下:10艘)	元文3
河原				(廻船:5艘)	〃
蔵小田				(180石積~50石積:7艘:4(いさば))	寛保2
向津具				13	〃
三隅		1	3		享保13
通			1		元文5
青海島		1	1	1	享保13
瀬戸崎				(廻船:7艘)	元文3
深川	2	1	1	1	午年
〔阿武郡〕					
宇田				1	宝暦元
須佐				5	宝暦3
江崎				3	〃
越ヶ浜				1	元文5
見島				1(いさば) 1	元文4

注 ① 積石及び廻船表示のあるものを収録した。
 ② 大島郡所屬の村は「地下上申」の表示のままとした。
 ③ 廻船数は500石積以上, 200石積以上, 100石積以上, 50石積以上, 50石積以下にわけてしめした。

表の作成に際し基礎史料とした「地下上申」は、作成年代、記述方法に一貫性がなく、廻船数の表示にしても帆の端数で示したものの、積石で表示したものの等さまざまである。また廻船の表示が欠落したと思われる村もあり、この点考慮すべきではあるが、この時期廻船の主体は未だ一〇〇石積以下の小型廻船にあったとして過言ではなからう。⑤もちろん、こうした廻船にあっても、都濃郡櫛浜、吉敷郡秋穂浦廻船のように「二十石積を四拾八石積迄、此船之儀者年分九羽表に罷越諸商買仕候事」⑥、「商人船五拾石を拾五石迄之分、塩干鰯積諸国廻船之分」⑦と九州への運航が可能であり、船の規模からして近距離のローカルな廻船経営を推察できる。この限りにおいて小型廻船の機能は十分に達せられた。

注 ① 『山口県史料近世編法制上』

②③④ 「二十八冊御書付21」(『山口県史料近世編法

制上』)

⑤ 寛政四年の「長門周防両国中浦々廻船并持主付立」

⑥ 「地下上申 櫛浜由来」

⑦ 「地下上申 秋穂本郷由来書」

によると、廻船総数八六七艘のうち、百石積以下の小型廻船が七四〇艘となっている。

二 大型廻船と城米積

享保期大型廻船の一部は、城米積廻船として東廻りに進出している。小郡宰判丸尾崎に所属する太郎兵衛船一七五〇石積と阿知須浦に所属する彦兵衛船一三八〇石積が一例で、享保二〇年にも出羽国佐方城米の回漕に従事している。⑧これより先、享保一四年四月に、舟木宰判藤曲浦の廻船が、越後溝口信濃守預地の城米八〇〇石を回漕の途中、出羽国山本郡水沢村の沖合で難破しており、大型船による出羽・越後城米の回漕は一般化していたようである。こうした他領米積に対し、藩は藤曲船の難破を契機として、次のように城米積の禁止を企てている。⑨

御城米之儀者段々被入御念大切之儀候処、御国中之者積廻り候て、万一悪調儀など仕候るハ御名も出申義甚以不相濟義ニ付、向後者御城米積候義ハ可被差留との御事候

意図するところは、破船事の悪調儀、また藩名も出るといふ多分に政治的な判断があった。事実、藤曲船の漕難には、藩はかなりの対外的事務処理を行なっている。*

まず藤曲船であるが、直乗船頭十右衛門ともに一四人乗組とあるから千石積前後の廻船で、乗組舩子の内、五人は溺死、生存者九人は浦究ののち江戸廻船問屋筑前屋作右衛門のもとに向っている。江戸では荷主である溝口家への報告をすませ、勘定奉行の詮儀を受け、長州藩江戸表へも破船の状況を報告している。藩では勘定奉行に対し子細の確認を行ない、廻船救助にあたった佐竹藩へ銀三枚外の贈与をし、矢倉方差配で乗組舩子の国元送りの手続きをして一応の事務処理を終るが、藩にとってまさに「御名も出」状況となった。

ところで城米積の禁止については、江戸当役の判断によることなく、大坂及び国元の実情を調査している。この時期、藩内廻船の大坂における城米積は

一 御城米之儀前々積来り申候

一 於大坂船借り之者被差出、御城米積せ可申段申渡有之候上御断不不相成由御座候

一 自然大坂ニ諸国之船数居相不申時ハ、御大名様方御荷物請相出船之日和待仕候内ニある候、船借り之者見当り次第御城米之極印を打請合せ申候、右之趣ニ御座候故船問屋共之捌ニ不不相成由ニ御座候事

と大坂からさらに城米積へと船差配が行なわれる有様であった。⑩また、城米積は、瀬戸内側の吉田・舟木・小郡・大島郡才判に限定されていたが、「御城米廻船之儀御領内之廻船候請負、北前に罷越御城米致船積大坂に積廻り候儀御座候」と北陸城米の大坂回漕も行なわれており、城米積は廻船稼の一部分をしめていた。ために、自国廻船しかも

民間の廻船を城米積という限定された廻船稼ではあっても禁止することは、経営のうえから、さらには全国海運機構の上からも困難で、城米積を禁止しようとする藩の意図は諮問の段階で廃止された。

注 ① 「諸事小々控」七七

②③④⑤⑥ 「諸事小々控」五八

三 幕末期の廻船—小郡宰判の例

表3 小郡宰判廻船の推移

年及び石積浦名	寛保2年		寛政4年		天保13年		
	100石積以下	500石積以上	100石積以下	500~100石積	100石積以上	100石積以下	
大秋海	35			7	8	18	8
阿知須	25		1	15	21	19	6
岐波			2	2	12	11	37
須津				12		7	23
波令				3			
下江					2	2	
青遠							3
波佐							
山							
計	60	3	39	43	57	77	

寛保2年は「地下上申」、寛政4年は「長門周防両國中浦々廻船并持主付立」、天保13年は「防長風土注進案」によった。

寛政期から天保期にかけて、小郡宰判の廻船は飛躍的に増加し、大型化への指向を示すとともに廻船活動も具体化してくる。

小郡宰判には岐波・阿知須・秋穂・大海の浦があり、早くから廻船の活動があった。延宝六年には、小郡・山口宰判をあわせて一万余石が大坂廻米・萩蔵納米として宰判内廻船の扱いとなり、享保期には大型船による城米積もみられるようになったことは前述のとおりである。その後も宝暦四年の阿知須浦兵衛船二一人乗組による豊前中洲賀城米の江戸回漕^①、文化九年の阿知須浦福右衛門船一四人乗組の津軽行にみられるように、東廻りへの航海、城米積は断続的に行なわれている。一方、小型廻船を主体とする廻船形態も、天保期にはその数を増すとともに次第に大型化の傾向を示してくる。

表3は小郡宰判の廻船の推移を示したもので、その状況を見ると、寛保二年は史料とした「地下上申」の記載不備から阿知須・岐波の廻船数が不

表4 小郡宰判200石積以上廻船(文久3年) 「山内家文書」から

浦名	大海	秋穂	阿知須	岐波
廻船数	450石積 1艘	600石積 1艘	700石積 1艘	650石積 1艘
	380 " 1	560 " 1	500 " 2	350 " 1
	360 " 1	480 " 1	480 " 2	300 " 1
	350 " 1	400 " 2	400 " 2	
	330 " 1	380 " 2	360 " 2	
	310 " 2	370 " 1	350 " 1	
	290 " 1	320 " 3	300 " 1	
	270 " 1	310 " 1	280 " 4	
	250 " 1	290 " 1	250 " 1	
	230 " 3		240 " 1	
	220 " 2		220 " 2	
			200 " 4	
計	15	13	23	3
	大坂廻	大坂・瀬戸内廻		大坂・瀬戸内・九州廻

明。寛政四年には、秋穂浦に一五〇〇石積、阿知須浦に一七〇〇石積・一三〇〇石積の大型船がみえ、他は一〇〇石積以下の小型廻船と極端な形態を示している。天保期に至り、まず寛政四年と比較して廻船数の飛躍的な増加がみられる。大海浦では七艘から三四艘、秋穂浦では一六艘から四六艘となっており、廻船の規模も二〇〇石積以上の中型船が数を増し、小型船から中型船へと廻船の主体が移行している。こうした傾向は文久期にかけてさらに進み、文久三年二〇〇石積以上の廻船は表4のとおりとなっている。

廻船数では二〇〇石積以上が大海浦では八艘から一五艘、阿知須浦では一二艘から二三艘、岐波浦では新たに三艘を数える。例外として秋穂浦では二二艘から一三艘と減少するが、規模において天保一三年に四〇〇石積廻船の一艘であったものが文久三年には五艘となっており、各浦とも大型化への指向がみられる。これには廻船の建造、買替えが必要であり、交易の拡大による扱い荷物の増大と廻船主の十分な資本蓄積が推測される。

廻船経営においては、秋穂の平原平右衛門のごとき廻船間

表5 小郡宰判嘉川村取扱い大坂廻米(文久3年)

月日	石数	俵数に して	備考	船頭
10. 晦	153	450	運賃8.721石 込米1.134石, 欠米0.351石	阿知須 繁右衛門
10. 晦	102	300	運賃5.814石	岐波浦 岩五郎船
11. 19	85	250	運賃4.845石	岐波浦 平次郎船
12. 15	224.4	660	運賃12.791石 心付0.0492石	阿知須 善五郎
12. 16	210.8	620	運賃12.0156石 目翻米0.465石	阿知須 富五郎船
12. 16	156.4	460	運賃8.915石 目翻米0.345石	阿知須 松三郎船
12. 16	197.2	580	運賃11.240石 目翻米0.406石	阿知須 嘉右衛門
文久4 2. 4	59.92	140	運賃3.326石 目翻米0.140石	御手船千早丸船頭 虎助
計	1,188.72	3,460		

小林茂「西廻り航路と長州藩」から引用

表6 大坂廻米積必要経費 「佐藤寛作手控」から

経費	使途	経費	使途
石斗升合勺 14415	小郡川口上荷賃	札銀 匁分厘 875	小郡にての仲師賃
2.0.0.0	小郡川口上荷船の者え飯焚 出賄	40.0.0	小郡にて積請の節入目
6.0.0.0	船宿茶米	15.0.0	〃
1.5.0.0	大坂往來船中湊茶米三カ所 見積	5.3.7	大坂にて往來手形世話人え 正銀4匁3分境屋え遣分, 札銀にして
3.1.6.0.0	大坂仲師水上蔵入輪木管屋 損料等	10.9.4	大坂儀一錢930文の分
2.5.0.0	舟宿大坂兵庫屋え遣分	1.9.0	大坂御米番中蠟燭5丁代仲 師より定法にして壱付代銀
2.5.0.0	大坂上荷宿木地屋え遣分	40.0.0	上乘一人往來凡30日の間船 方より賄代
8.0.0	大坂仲師加勢龍兵衛え遣分	18.0.0	往來30日塩喰代引当
3.0.0	大坂往來手形世話人堺屋え	10.0.0	往來30日薪代
3.0.0	大坂御屋敷通用御門番人え	60.0.0	上仲師・下仲師え金一步二 朱宛祝儀の分, 札銀にして
3.0.8.0.0	五人乗にて舳子四人の内, 三人え四斗四升儀二俵宛, 壹人え同壹俵雇入給米の分		
1.5.0.0.0	御受方ので輕儀込米の分		
9.7.5.0	往來先30日分五人乗飯料米		
11.7.4.6.5		209.9.6	

米11石7斗4升6合5勺+銀209匁9分6厘=米単にして13石8斗4升6合1勺
運賃米16石9斗2升9合-13石8斗4升6合1勺=3石8升2合9勺が船頭残米となる。

屋も現われるが、多くは廻船主自からが直乗船頭として廻船業を営む例が多かったようである。この点、阿知須浦において顕著で、文久三年の二〇〇石積以上廻船二三艘のうち二二艘が直乗である。また経営形態から宰判内の廻船を賃積、買積に区分することは困難であり、定期に賃積を行なった大坂・萩廻米積が必ずしも有利な廻船稼ともなりえなかった。廻米は山口宰判・美祿宰判の廻米をあわせて嘉川村干見折に集積され、阿知須を始めとする宰判内廻船で回漕された。文久三年には表5のとおり大坂廻米が取り扱われ、この時の運賃米は五・七%となっている。ところで大坂廻米積の経費について、天保一二年に三ッ俵入足米について南前一宰判代官中の上申書の中に表6のような試算がある。

試算は小郡―大坂間往復三〇日とし、正実三三〇石積廻船の一步引二九七石を大坂に回漕する必要経費を述べたもので、上荷賃・舳子給米など米単にして一三石八斗四升六合一勺の必要経費と、濡米・廻船中鼠切乱儀の補填米、船の消却費を加え、「一石ニ付五朱七味」の運賃米一六石九斗二升九合から差引いたものが船頭の手取米となる。また、他宰判の廻米積には、村々割付の廻米積廻りを行なうためにさらに出帆までの経費が加算され、廻米積経営では

表7 阿知須港出港船数 (明治8年)
「輸物輸出入船船碇泊
税仕出控」中原家文書から

年月	入港先	船数
3 月	大馬	8
4 月	大馬 坂坂	11
5 月	大馬 坂坂	11
6 月	大馬 坂坂	11
7 月	大馬 坂坂	11
8 月	大馬 坂坂	11

あまり収益が期待できなかったようである。三田尻宰判向島の廻船にみられるように、「平年二ゝ九州石炭積登りを第一にして、冬春ハ御運送米積廻シ」を行なうなど、経営維持のため多岐にわたる廻船稼が推察される。

始まり、大坂・瀬戸内ととに九州への廻船稼も盛んとなっている。表7は明治八年の阿知須港出港船数を示したもので、同年の輸出入物品とあわせて廻船活動をみると、(1)阿知須から大坂に向けての米・干鰯の回漕、(2)赤間関廻船の大坂から阿知須への委託荷物の回漕がみられる。また芦屋へは石炭積を求めており、一村の例ではあるが幕末期から明治初年にかけての廻船稼の一端を推測できよう。

注 ① 「諸事小々控」二六二

② 「諸事小々控」三九一

③ 以下『佐藤寛作手控』六一ページ「船方聞書」によった。

④ 「防長風土注進案」

⑤ 元治元年正月の「丸尾崎湊繫船届」(山内家文書)には

岐波浦与助船 一九〇石積 石炭積

藤曲松太郎船 三〇〇石積 石炭積

の例がある。

⑥ 表7のうち三月の大坂への出船は、米・干鰯積。また四月には住吉丸(積高二二九石)が大坂から操綿七〇本を積んで入港しており、小林八郎兵衛から阿知須蛭子屋清四郎に宛てた送り状がある。

おわりに

以上、長州藩の廻船について一端を述べてみた。藩内の廻船は、廻米運送とかかわりつつ発展をとげ、初期から中期にかけて小型廻船を主体とし、小郡宰判を例にとれば幕末期に規模・数のうえから飛躍的な発展がみられる。この間、廻米積への他国船雇用の禁止、五〇〇石積廻船建造の禁止など、藩内廻船の実態をふまえての廻船政策がとられ、海上運送を小型廻船に依存している。また幕末期小郡宰判にみられる廻船の大型化への指向は、その背景として、交易圏の拡大、廻船主の資本蓄積が推測される。天保期における藩内廻船の実態を分析すべき点とあわせて後日の課題とした。